

税務署からのお知らせ

税務署では、申告納税制度の趣旨から、確定申告書等の提出書類について、ご自分で正しく作成していただく「自書申告」を推進しています。不動産所得や事業所得などがある方は、売上・仕入・経費等の集計をお済ませの上、早めのご来場をお願いたします。

所得税の確定申告書 が新しくなります

①様式を2種類に
現行6種類の申告書をA・Bの2種類に統合し、分離課税用申告書や損失申告書、修正申告書を別表化しました。

②用紙がA4サイズに
申告書の用紙サイズをA4判に改め、裏面から表面に転記する方法を廃止し、用紙を2枚にしました。また、申告書の記載欄をできるだけ簡素化しました。

③記載欄を整理
申告書の小さな文字の説明文や計算式を整理し、できるだけ申告書の文字を大きく、見やすくしました。

④手引きを充実
「確定申告の手引き」に申告書の書き方と一体となった計算欄を設け、手引きの中で所得金額などの計算ができるようにしました。

住宅借入金等特別控除

平成13年1月1日から平成13年6月30日までの間に
居住の用に供する場合

住宅借入金等の年末残高	控除期間及び控除率	
5,000万円以下の部分の金額	1年目から6年目まで	1 %
	7年目から11年目まで	0.75 %
	12年目から15年目まで	0.5 %

平成13年7月1日から平成13年12月31日までの間に
居住の用に供する場合

住宅借入金等の年末残高	控除期間	控除率
5,000万円以下の部分の金額	10年間	1 %

定率減税額は、所得税額の20

定率減税(20%)の 適用をお忘れなく

%ですが、上限額は25万円です。定率減税の適用漏れや計算誤りのないようご注意ください。



住宅借入金等特別控除

住宅借入金等を有する場合の

所得税額の特別控除の適用を受ける方で、平成13年中に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額、控除期間及び控除率は左表のとおりとなります。

還付申告書は2月15日以前でも、提出できます。

確定申告等について
の問い合わせは

税務署

☎0479-21571

役場税務課係

☎1211

内線1111

期間

3月1日(金)～22日(金)

(土・日曜日、祝祭日は除く)

午前8時30分～午後5時

縦覧できる人

固定資産税の納税義務者、
納税管理人及び代理人(代理人については、委任状が必要です)

場所・問合せ

税務課資産税係

☎1211

内線1121

固定資産 課税台帳の縦覧

平成14年度固定資産税の基礎となる課税台帳の縦覧を行います。

課税台帳の縦覧は、自分が所有する固定資産について確認するための機会です。適正な課税を行うためにも、ぜひこの機会にご確認ください。



納期限

2月28日(木)は、国民健康保険税第8期分と介護保険料第8期分の納期です。
納め忘れのないようお早めに。